

## 24) 品目名：歩行者自転車用柵

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	1 特別管理（一般・産業）廃棄物を材料としていないこと。 2 製品又は材料が「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環告第46号）に掲げる物質を溶出するおそれがある場合は、その物質について当該基準に適合していること。
規格に関する基準	1 秋田県土木工事共通仕様書第2編第2章第4節2-2-4-1を満たすこと。 2 「防護柵の設置基準・同解説」（社団法人日本道路協会）の歩行者自転車用柵の規格に適合していること。
循環資源の配合率	木質部の材料として、木質の循環資源を100%（重量割合）使用していること。 また、木材以外の材料を組み合わせて使用する製品にあつては、木質部が、付加された材料を含む製品全体の50%以上（重量割合）であること。 ただし、上記配合率未満であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。

平成18年9月19日制定

令和3年3月15日改訂

-----  
(参 考)

秋田県土木工事共通仕様書第2編第2章第4節2-2-4-1 〈抜粋〉

1. 工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ等の欠陥のないものとする。
2. 設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については特に明示する場合を除き末口寸法とするものとする。